

定教第23号議案

神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の  
一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和5年9月5日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

県立の特別支援学校が、地域の実情を踏まえ、特色ある教育課程を編成することができるよう、神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

## 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正

### する規則

神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長に届け出て、次の2学期とすることができる。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

4 前2項に規定する学期の始期及び終期によりがたい特別の事情があるときは、校長はあらかじめ教育長に届け出て、それらを変更することができる。

第5条第1項中「から第7号まで」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

第5条第1項第5号から第7号までを削り、同項第8号中「前7号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とする。

第5条第2項中「前項第5号、第6号及び第8号に掲げる」を「前項第4号及び第5号に規定する」に、「56日」を「66日以内」に改め、同条第3項中「せず、同項第5号及び第6号に定める日数によらず、又は前項に定める日数を減少する」を「しない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項第4号の規定により届け出た休業日の日数によりがたい特別の事情が生じたときは、校長はあらかじめ教育長に届け出て、その日数を減少することができる。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

## ○神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （学年及び学期）</p> <p>第4条 学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p><u>3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長に届け出て、次の2学期とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>前期 4月1日から9月30日まで</u> (2) <u>後期 10月1日から3月31日まで</u></p> <p><u>4 前2項に規定する学期の始期及び終期によりがたい特別の事情があるときは、校長はあらかじめ教育長に届け出て、それらを変更することができる。</u> (休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第4号に該当するものを除く。次号において同じ。） (2) 日曜日及び土曜日 (3) 開校記念日（前2号及び第4号に該当するものを除く。）</p> <p>(4) <u>学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前4号に該当するものを除く。）</u></p>	<p>第1条～第3条（略） （学年及び学期）</p> <p>第4条 学校における学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第4号から第7号までに該当するものを除く。次号において同じ。） (2) 日曜日及び土曜日 (3) 開校記念日（前2号及び第4号から第7号までに該当するものを除く。） (4) <u>学年始休業 4月1日から同月4日まで</u></p> <p>(5) 夏季休業 7月15日から9月10日までの間において連続する42日以内の日 (6) 冬季休業 12月20日から翌年1月10日までの間において連続する14日以内の日 (7) 学年末休業 3月26日から同月31日まで</p> <p><u>(8) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前7号に該当するものを除く。）</u></p>

<p>2 <u>前項第4号及び第5号に規定する</u>休業日の日数は、第4条第1項に定める学年で通算して<u>66日以内</u>とする。</p> <p>3 校長は、特別の事情があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、第1項第3号に規定する開校記念日を休業日と<u>しない</u>ことができる。</p> <p>4 <u>第1項第4号の規定により届け出た休業日の日数によりがたい特別の事情が生じたときは、校長はあらかじめ教育長に届け出て、その日数を減少することができる。</u></p> <p>第6条～第27条 (略)</p>	<p>2 <u>前項第5号、第6号及び第8号に掲げる</u>休業日の日数は、第4条第1項に定める学年で通算して<u>56日</u>とする。</p> <p>3 校長は、特別の事情があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、第1項第3号に規定する開校記念日を休業日と<u>せず、同項第5号及び第6号に定める日数によらず、又は前項に定める日数を減少することができる。</u></p> <p>(新規)</p> <p>第6条～第27条 (略)</p>
---	---

## 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正 する規則の概要

### 1 改正の趣旨

これまで、特別支援学校は、学年を一律3学期とし、各学期の始期及び終期も一律に定めてきたが、今後は、各学校が地域の実情を踏まえ、特色ある教育課程を編成することができるよう、学期や長期休業日の設定を弾力化するため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 校長が教育上必要があると認めるときは、2学期とすることができることを新たに規定する。（第4条第3項関係）
- (2) 特別の事情があるときは、学期の始期及び終期を変更することができることを新たに規定する。（第4条第4項関係）
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日の日数を、学年で通算して66日以内とすることを規定する。（第5条関係）

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。